

令和８年度「首都圏等における令和８年熊本地震からの熊本プロモーション」 業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 プロポーザル実施の目的

本県では、過去、首都圏において本県の認知度向上及びイメージアップを図るため、首都圏等における広報展開として、次のことを目指す成果（達成したい状態）として、各種の取り組みを行ってきた。

- ・ 県外、特に首都圏において、熊本の様々な魅力（自然、歴史・文化、食、政策等）が認知され、好感度が上昇する状態。
- ・ 活力溢れる元気なくまもとのイメージが形成される状態。
- ・ 誇りを持ち、夢の実現に挑戦するくまもとのイメージが形成される状態。
- ・ 熊本の特産品を買いたい・食べたい、熊本に行きたいと感じる人が増加する状態。
- ・ 多数の影響力のある人が熊本に魅力を感じたり、取組みに共感し、熊本の情報を自ら発信する状態。

こうした取り組みやくまモン営業部長兼しあわせ部長の活躍、平成２８年熊本地震からの創造的復興、昨今の半導体関連企業の集積等による経済活性化等により、「活力溢れる熊本」のイメージは着実に形成され、第２０回「地域ブランド調査２０２５」（株式会社ブランド総合研究所）においては、前回の２６位から１９位へと大きく上昇した。

このような中、令和８年７月２８日に令和８年熊本地震が発生。平成２８年熊本地震、令和２年７月豪雨、令和７年８月豪雨に続く今回の災害で、本県は四重苦に見舞われている。今回の地震では、宇城市、氷川町、八代市等県央から県南を中心に甚大な被害が発生し、その影響により、熊本のイメージダウンや、それらがもたらす風評被害により、観光客が激減し、地域経済が停滞している。また、今後、全国メディアでの報道が減少していく中、今回の地震が風化し、更なる地域経済の停滞という負のスパイラルに陥ることも懸念される。

一方で、被災直後から本県に想いを寄せてくださる多くの企業、自治体、各種団体、個人の方々から、被災直後から本県に対し、義援金・寄附金をはじめ、支援物資、ボランティア、県産品の購入等、様々な形で復興に向けた大きな支援をいただいている。

こうした状況を踏まえ、本県では、「熊本に想いを寄せてくださる全国の皆様に対し、各種支援への感謝の気持ちを伝え、全国からの支援を得ながら復旧・復興に進む熊本の今の姿を全国に確実かつ効果的に発信し、熊本への良いイメージを持っていただき、今後も継続して応援していただくためのイメージアップ・機運醸成プロモーション」を展開していくこととする。

当該プロモーションにより、震災からの力強い復旧・復興に向けた元気な熊本の姿を効果的にＰＲし、風評被害や風化を払拭しながら、首都圏等での本県の更なる認知度向上・イメージアップを図る。

2 委託する業務

別添 令和8年度「首都圏等における令和8年熊本地震からの熊本プロモーション」
業務委託基本仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日まで

4 プロポーザルの概要

（1）名称

令和8年度「首都圏等における令和8年熊本地震からの熊本プロモーション」業務委託に係るプロポーザル

（2）課題

業務委託に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

（3）スケジュール

2026年10月 2日（金）	質問書 提出期限（正午必着）
10月 9日（金）	参加申込書 提出期限（正午必着）
10月 9日（金）	質問書 提出期限（正午必着）
10月23日（金）	企画提案書 提出期限（正午必着）
11月 4日（水） 予定	最終審査（プレゼンテーション） ※第1次審査通過者が対象
11月上旬	審査結果通知

5 参加資格

（1）法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、（2）以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（3）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

（4）消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。

（5）宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

（6）当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

以下（「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（7）複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表団体を選出し県とのやり取りについては代表団体が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。

ウ 代表団体及びその構成員は上記の（2）～（6）のすべてを満たすこと。

（8）本業務の運営にあたっては、十分なスタッフ数を確保するとともに、複数のスタッフが担当を行うなど着実に業務遂行できる実施体制を確保すること。

6 受託者の選定方法

(1) 審査

募集期間終了後、参加資格審査のうえ、下記の評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、事業の実施効果が高いと見込まれる提案を3件程度選考する。ただし、平均得点が60点以下のものは不合格とする。

なお、必要に応じ電話等によるヒアリングを実施する。

第1次審査の選考結果については、提案書記載の連絡先あてに文書にて通知する。

評価項目	配点
①提案内容は、仕様書の「業務の目的」「委託業務の内容」を十分理解したものとなっているか。(今だからこそのタイミング・内容、発信方法、全体的なまとまり感など)	10
②広報媒体の発信量は十分か(十分な露出機会が確保されているか)	15
③熊本のイメージアップ・認知度向上につながる広報展開か。(斬新なアイデア、話題性のある提案内容など)	20
④一方的な情報提供や発信だけではなく、震災からの復旧・復興の姿に多くの方々が共感し、熊本への継続的な支援や関与につながるような“企画・仕掛け”があるか。(SNS広告等を主とした一方的な情報発信になっていないか)	20
⑤くまモンやタレント、インフルエンサー等効果的に活用し、話題性のあるものとなっているか。	10
⑥広報展開スケジュールは、十分なプロモーション期間が確保されており、効果的な時期をとらえているか。また、準備期間に無理はないか。	10
⑦事業効果を図るための適切な効果測定指標が設定されているか。	5
⑧本業務を運営・遂行するスタッフ体制は、十分か。(イベントの事前調整・準備及び当日の対応について、十分に執行できるスタッフ数及び複数のスタッフが担当を行うなど着実に業務遂行できる実施体制が確保されているか。パートナー企業の数に制限はないが、仮にそれらが多数入ることにより、本県の考えが上手く伝わらない、スピードが損なわれるなど懸念を抱かせる提案になってないか。)	5
⑨・熊本県ブライト企業の認定を受けているか。 ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。 ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。 ・熊本県SDGs登録制度、パートナーシップ構築宣言又は熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	5

(2) 最終審査（プレゼンテーション）

第1次審査を経過した提案については、以下のア、イにより、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を行っていただき、最も事業効果が高いと判断した提案者を受託者として選定する。

なお、選考結果については、提案書記載の住所あてに文書にて通知する。

ア 日時 令和8年（2026年）11月 4日（水）を予定

質疑応答を含め、持ち時間は45分程度とする。

イ 詳細な日時、場所等は、第1次審査を通過した提案者に文書にて通知する。

(3) 注意事項

ア 事業実施時期については原則限定しないが、令和9年1月（令和8年熊本地震の発災から半年）から3月の間を想定。ただし、イメージ戦略のため、なるべく早い時期に業務を開始すること（十分なプロモーション期間を確保するとともに、多くのメディアへの露出機会を獲得できるプロモーションとすること）。

イ 「くまモン」や「くまモン」のイラスト等の活用については、「くまモンオフィシャルホームページ」を参考とすること。

ウ 事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更を依頼する場合がある。

7 プロポーザル参加申込み

(1) 提出物

ア プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

イ 会社概要 1部

会社概要の分かるパンフレット等を添付すること。

ウ 登記事項証明書 1部

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書又は履歴事項全部証明書の原本に限る。

エ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書（決算期変更等で決算の月数が1年に満たない場合は、事業年度二期分の決算書）の写し 1部

オ 納税証明書（原本、3か月以内に発行されたもの） 1部

（ア）消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

（イ）県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税（全般）について未納税額はありません。」の証明書。

熊本県内に本店又は支店等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書。東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人住民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書。

カ 委任状 1部

本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※現在、令和6年（2024年）熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、様式1にある「(参考)入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

(2) 提出期限

令和8年10月9日（金）正午まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(3) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

8 提案書の提出

(1) 提案書

「6 受託者の選定方法」に記載の（評価項目）及び基本仕様書を踏まえた上で、次の項目を盛り込んで作成すること。次の項目を盛り込んで作成してください。

ア 表紙（様式2）

イ 企画概要

今回提案する企画の全体概要をA4版縦1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

ウ 企画コンセプト

エ 企画の提案とその理由

実際の広報展開がイメージできるよう画像等も使用し記載すること。

オ 企画内容に応じたスケジュール（管理運営計画含む）

カ 本業務に携わるスタッフの役割及び実施体制（複数の担当者など）、特長（強みなど）、実績等

キ 事業者の取組（様式3）

該当がある場合は、添付資料とともに事業者の取組に関する申出書（様式3）を提出すること。

ク 参考見積額

内訳を明確にすること。

(2) 提出部数 正本1部 副本8部

(3) 提出期限

令和8年10月23日（金）正午まで。

持参又は郵送とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

(4) 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(5) 注意事項

ア 提案者名は、提案書の表紙以外には記入しないこと。

イ サイズは原則A4版とし、クリップ止めする（テープ等で止めない）こと。

ウ 提出書類は、片面印刷、両面印刷は問わないが、可能な限り長辺とじとすること。

9 予算額

30,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示した額とは必ずしも一致しない。

10 質問について

実施要領や仕様書等について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（１）提出方法

質問は必ず質問書（様式４）を用いることとする。（送信後は必ず受信を電話で確認すること。）

（２）提出期限

令和８年（２０２６年）１０月 ２日（金）正午まで

（３）提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

（４）質問への回答

（１）の質問書に対する回答は、本文書末記の電子メールで行う。なお、回答内容は必要に応じて参加者全員に知らせる場合がある。

11 契約保証金に関する事項

契約に当たっては、熊本県会計規則第７７条の規定により契約保証金を納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第７８条の規定に該当する場合は、契約保証金は免除する。

12 関係書類

関係様式等は、熊本県ホームページから入手すること。

ホームページアドレス http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_16262.html

13 その他

（１）手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとします。

（２）一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めません。

（３）提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しません。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しません。

（４）提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とします。

（５）受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがあります。

（６）提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成１２年熊本県条例第６５号）に基

づき公開することがあります。

- (7) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分御注意いただき、関係者とトラブルがないようにしてください。
- (8) 本業務により作成した成果品及び委託業務実施に当たり新たに制作、撮影したもの等に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第28条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、本業務以外の業務にて、本業務により作成した成果品及び委託業務実施にあたり新たに制作、撮影したもの等を使用する場合がある。
- (9) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
- (10) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができませんので御注意ください。（この場合、次順位の方と契約を締結します。）
- (11) 企画審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがあります。
- (12) 参加者が1者のみであった場合でも、プレゼンテーション（事業説明）での選定は実施します。
- (13) 参加申込手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式5）を提出してください。
- (12) 企画コンペについての問合せは、電話連絡をいただいた後に、ファックス、メールで受け付けますので、質問票（様式4）を活用してください。なお、応答の内容は、必要に応じて参加者全員に知らせる場合があります。

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1 熊本県知事公室広報課企画・広報班 担当:前・川端
電話:096-333-2027(直通) FAX:096-386-2040 Eメール:kikakukouhou@pref.kumamoto.lg.jp